

聖恵居宅介護支援事業所運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人聖恵会が開設する聖恵居宅介護支援事業所（以下「事業所」という。）が行う指定居宅介護支援の事業（以下「事業」という。）は、居宅において要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適切な居宅介護支援を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の介護支援専門員は、可能な限り利用者の居宅において、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう援助を行う。

2 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行う。また、市町村、地域包括支援センター、老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携に努めるものとする。

(事業所の所在地)

第3条 事業所の所在地は、竹原市忠海中町三丁目16番1号とする。

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

(1) 管理者 1名（常勤兼務）

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

(2) 介護支援専門員 2名（常勤専従1名、常勤兼務1名）

介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし、年末年始（12月30日～1月3日）は除く。

(2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。

(3) 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(指定居宅介護支援の提供方法)

第6条 指定居宅介護支援の提供方法は、次のとおりとする。

- (1) 利用者の相談を受ける場所 事業所の相談室又は、利用者の居宅等
 - (2) 使用する課題分析票の種類 居宅サービス計画ガイドライン（全社協形式）等
 - (3) サービス担当者会議の開催場所 事業所の相談室等
- 介護支援専門員の居宅訪問頻度 1回／月

(指定居宅介護支援の内容)

第7条 指定居宅介護支援の内容は、次のとおりとする。

- (1) 居宅サービス計画の作成
- (2) 指定居宅サービス事業者その他の者との連絡調整
- (3) その他の便宜の提供

(利用料その他の費用の額)

第8条 指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。

- 2 通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して行う指定居宅介護支援に要した交通費は、通常の事業の実施地域を越えた地点から実費を徴収する。ただし、自動車を使用した場合は、路程1キロメートル当たり10円を実費として徴収する。
- 3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名又は記名押印を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 事業所の通常の事業の実施地域は、竹原市忠海東町、同忠海中町、同忠海床浦、同忠海長浜、同福田町、同高崎町の区域とする。

(苦情処理)

第10条 管理者は、提供した指定居宅介護支援に関する利用者からの苦情処理に対して、迅速かつ適切に対応するため、担当職員を置き、解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じ、利用者及び家族に説明するものとする。

(緊急時における対応方法)

第11条 従業者は、居宅介護支援を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じた時には、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告を行う。

(個人情報の保護)

第12条 事業所は、利用者及びその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する

法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業所における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努める。

- 2 事業所が得た利用者及びその家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者及びその家族の了解を得るものとする。

(人権の擁護及び虐待の防止)

第13条 事業所は、利用者の人権の擁護及び虐待の発生またはその再発を防止するため次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を設置し定期的を開催するとともに、その結果について従業者へ周知徹底を図ること
- (2) 虐待の防止のための指針の整備
- (3) 成年後見制度の利用支援
- (4) 従業者に対する、虐待の防止のための定期的な研修の実施
- (5) 上記措置を適切に実施するための担当者の設置
- (6) その他、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のために必要な措置

(身体的拘束等の適正化の推進)

第14条 事業所は、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という）を行ってはならないものとする。

- 2 事業所は、やむを得ず前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録することとする。
- 3 事業所は、身体的拘束等の適正化を図るため、次の各号に掲げる事項を講じるものとする。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ること
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針の整備
- (3) 従業者に対する、身体的拘束等の適正化のための定期的な研修の実施
- (4) 上記措置を適切に実施するための担当者の設置
- (5) その他、身体的拘束等の適正化のために必要な措置

(その他運営に関する重要事項)

第15条 事業所は、介護支援専門員の質的向上を図るため、次のような研修の機会を設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- (1) 竹原市介護支援専門員連絡協議会の研修

(2) その他の研修

- 2 従業者は、職務上知り得た秘密を保持する。
- 3 この規程に定める事項のほか、事業所の運営に関する重要事項は、社会福祉法人聖恵会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成11年10月1日から施行する。

この規程は、平成12年2月17日付けで改正し同日より施行する。

この規程は、平成15年4月15日付けで改正し同日より施行する。

この規程は、平成17年4月1日付けで改正し同日より施行する。

この規程は、平成18年4月1日付けで改正し同日より施行する。

この規程は、平成18年11月1日付けで改正し同日より施行する。

この規程は、平成19年3月1日付けで改正し同日より施行する。

この規程は、平成20年1月1日付けで改正し同日より施行する。

この規程は、平成21年4月1日付けで改正し同日より施行する。

この規程は、平成21年8月1日付けで改正し同日より施行する。

この規程は、平成21年11月1日付けで改正し同日より施行する。

この規程は、平成22年4月1日付けで改正し同日より施行する。

この規程は、平成23年1月1日付けで改正し同日より施行する。

この規程は、平成24年12月1日付けで改正し同日より施行する。

この規程は、平成25年4月1日付けで改正し同日より施行する。

この規程は、平成26年3月1日付けで改正し同日より施行する。

この規程は、平成29年12月1日付けで改正し同日より施行する。

この規程は、平成30年4月1日付けで改正し同日より施行する。

この規程は、令和6年4月1日付けで改正し同日より施行する。